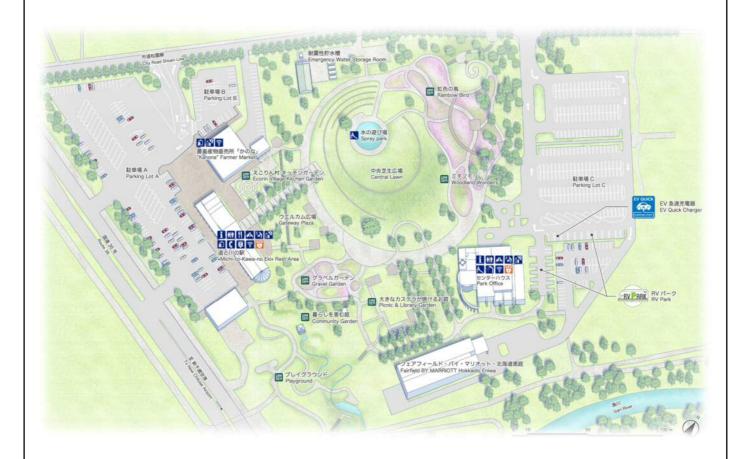
花の拠点(はなふる)の魅力向上事業 (公募設置管理制度導入) 公募設置等指針



令和 2 年 12 月

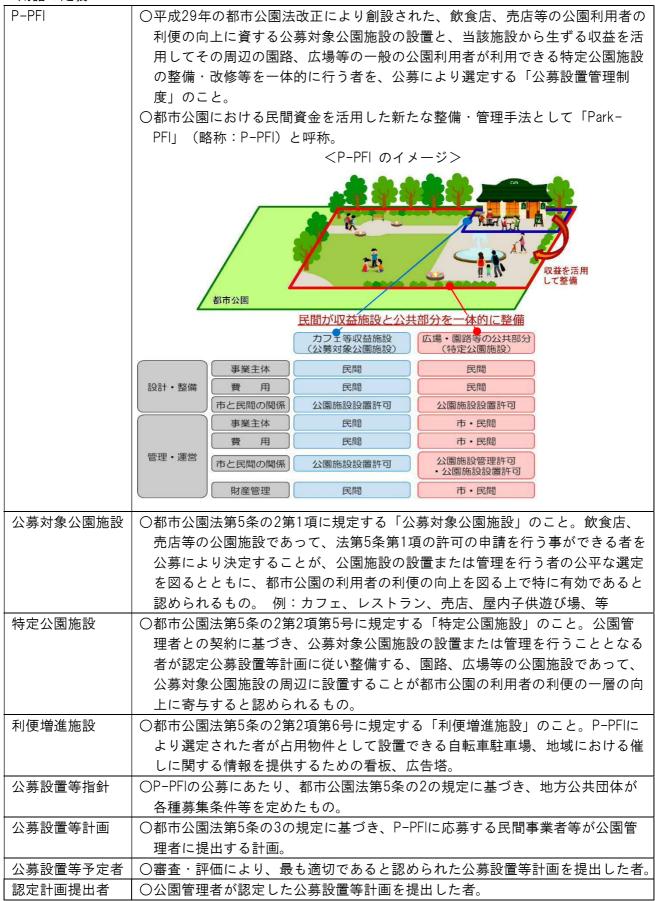
北海道恵庭市

令和3年1月15日修正

目 次

	用]語の定義	1
1.	事	§業の概要	2
(1)	事業の目的	2
(2	2)	公園の概要	3
(;	3)	事業範囲	6
(4	4)	事業の流れ	8
2.	公	· \$募設置等指針	9
(1)	公募対象公園施設の種類	9
(2	2)	公募対象公園施設の場所	1 0
(;	3)	公募対象公園施設の建設に関する事項	1 0
(4	4)	設置管理許可	1 2
(!	5)	公募対象公園施設の使用料の額	1 3
((3)	特定公園施設の建設に関する事項	1 3
(7)	利便増進施設の設置に関する事項	1 4
(8	3)	設計・工事にあたっての条件	1 4
((9)	都市公園の環境の維持および向上措置	1 5
(1 0))原状回復の義務	1 5
(1 1)認定の有効期間	1 5
3.	公	😪 募の実施に関する事項等	1 6
(1)	公募への参加資格	1 6
(2	2)	公募用資料	1 7
(;	3)	リスク分担	1 7
(4	4)	事業破綻時の措置	1 8
4.	公	☆	1 9
(1)	日程	1 9
(2	2)	応募手続き	1 9
(;	3)	事務局	2 4
(4	4)	受付時間	2 4
(!	5)	審査方法等	2 4
((3)	公募設置等予定者等の決定	2 8
(7)	公募設置等計画の認定	2 8
(8	3)	契約の締結等	2 8
((9)	法規制等	2 8
(1 0) その他	2 9

■用語の定義



1. 事業の概要

(1) 事業目的

恵庭市(以下「市」という。)は、道都札幌市と新千歳空港の中間に位置し、一日の交通量が 2.5 万台を超える国道 36 号や道央・道東自動車道との接続が可能であり、JR 恵庭駅に快速エアポートが停車するなど、優れた交通利便性を有しています。平成 17 年度までは、年間 40~50 万人程度の観



ドえにわ」(以下「道と川の駅」という。)と「えこりん村」の開業を契機として、観光入込客数が 120~130 万人に大幅に増加し、交流人口が拡大しました。令和元年度の観光入込客数約 139 万人のうち、道内客が 83%を占める約 115 万人、道外客は約 23 万人と全体の 16%程度です。旅行形態は、日帰旅行が観光入込客数の殆どを占めており、宿泊を伴うものは全体の 0.3%にとどまっています。

光入込客数で推移していましたが、平成 18 年の道と川の駅「花ロー

道と川の駅「花ロードえにわ」

観光入込客数の大半が「道と川の駅」「えこりん村」に集中している一方で、既存観光施設の入込数は横ばい傾向であり、令和元年度に約 139 万人を記録したものの、依然として伸び悩んでいる状況が続いています。滞在型観光が主流となりつつあり、滞在者が楽しめる体験プログラムの充実などの環境整備が求められています。

道と川の駅周辺エリアに隣接している多目的交流物産館(旧農地産物直売所「かのな」)は、平成19年のオープンから10年が経過し、施設の老朽化が進んでいることや、暖房設備が未整備のため、冬季を含めた通年営業を想定した利活用が難しいことなど課題を抱えており、花の拠点エリア全体の更なる賑わい創出と恵庭市の観光起点として市内の観光施設を周遊させる仕組みが必要です。

一方で恵庭市は、「花のまち」として有名になりましたが、ガーデニングなどの市民活動により支えられているのが実情であり、観光資源を恵み野地区のオープンガーデン(個人の庭)に依存し、旅行者が気軽に花に触れあう場所がありません。加えて、市民活動に携わる市民の高齢化が進んでいることから、次世代の人材育成が不可欠となっています。花のまちとして花観光を推進するためには、花の観光拠点の整備と人材育成などハード、ソフトの両面での取り組みが求められています。

これらの現状および課題を踏まえ、市は平成28年3月に第2期恵庭市観光振興計画(以下「振興計画」という。)を策定しました。振興計画では、基本理念として「花のまち 恵みの庭を育む観交まちづくり」を掲げ、計画最終年(2025年度)における年間観光入込客数を160万人(2014年度比20%増)まで増加させることを目指した3つの「基本方針」や8つの「基本施策」、具体的な取り組みである「アクションプラン」を定めるとともに、事業の進捗を管理する体制を構築しました。

特に基本施策のひとつである「観光資源の魅力向上」については、アクションプランとして「花観光の推進」や「花の観光拠点の整備」が掲げられ、施策の実現に向けて平成 28 年 11 月には「花の拠点基本計画(以下「基本計画」という。)」を、平成 30 年 3 月には「花の拠点基本設計(以下「基本設計」という。)」を取りまとめ、平成 30 年度から順次施設の整備に着手し、一部施設を除き令和 2 年 11 月 11日に花の拠点(愛称:はなふる)として供用を開始しました。



花の拠点 鳥瞰図(イメージ)

そこで、振興計画や基本計画に掲げた花の観光拠点としての役割を果たすため、公園の新たな機能として、多目的交流物産館の土地に新たな便益施設を導入します。新便益施設の導入により、花の拠点(はなふる)の更なるにぎわいの創出や、訪日観光客など新たな公園利用者を創出し、地域への交流人口の拡大に寄与するとともに、市内の観光振興に資することを目的とします。

(2) 公園の概要

1) 名称

花の拠点(はなふる) ※漁川河川緑地の一部

2) 所在地

恵庭市南島松817番3他

3) 公園・緑地の面積

漁川河川緑地(全体):約 24.7ha うち花の拠点エリア:約 8.4ha

花の拠点(はなふる)全体図



4) 都市計画上の規制等

都 市 計 画:千歳恵庭圏都市計画区域、都市公園区域

区域区分:市街化調整区域

開発許可不要の開発行為

公益上必要な建築物のうち、開発区域およびその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用および環境の保全を図る上で支障がないものの用に供する開発行為 (都市公園法の公園施設)

建ペい率・容積率(建築基準法等関係法令):

千歳恵庭圏都市計画区域(恵庭市)における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定について(北海道指定)

区域番号	位置	区域 面積 (ha)	法第 52 条第 1 項 第 6 号の規定に よる数値 (容積率)	法第 53 条第 1 項 第 6 号の規定に よる数値 (建ペい率)	法別表第3(に)欄 の5の項の規定 による数値 (道路斜線制限)	法第56条第1項 第2号二の規定 による数値 (隣地斜線制限)
恵-1	千歳恵庭圏都市 計画区域(恵庭 市)のうち用途 地域を除く区域	14,566	20/10	6/10	1.5	2.5

建ペい率・容積率(都市公園法等関係法令):

恵庭市都市公園条例に基づく建ペい率 12%

※容積率に関する規定無し

※公募対象公園施設および特定公園施設の建築可能面積は最大約900㎡

埋蔵文化財:花の拠点整備エリアの一部に遺物包含地(漁川1遺跡)が含まれるが、公募対 象施設が設置可能な区域内ではない。

5) 花の拠点関連計画等

①観光事業企画推進調査(平成25年3月)

市が観光動向を調査し、今後の観光推進の方向性を取りまとめた観光事業企画推進調査報告書において、道と川の駅の拡張による「花のまち恵庭」をイメージする観光拠点の整備方針が示されました。

②花の拠点基本計画(平成28年11月)

道と川の駅の隣接地約 6.1ha(以下「花の拠点整備エリア」という。)に、「花のまち恵庭」の観光拠点を整備することにより来訪者の満足度を高め、観光客の一層の誘客を図ります。年次計画としては、平成 28 年度から事業に着手し、令和 2 年度の供用開始を目指した計画です。

この計画は都市公園内の開発となるため、施設整備は行政の主導により執り進めることとなりますが、事業の実施に際しては、この拠点を利用した市民活動や民間活力との協働による様々な取り組みを行い、1年を通して、恵庭らしい花観光を確立していきます。

※花の拠点基本計画については、市の公式ウェブサイトからご覧いただけます。

https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/material/files/group/35/hananokyotenkihonkeikaku.pdf

③花の拠点基本設計(平成30年3月)

基本計画に基づき、下記のとおりコンセプト、テーマおよびゾーニングを設定した上で、計画平面図を作成しました。

【コンセプト】

恵庭市の花・観光の拠点となる(仮称)花のヴィレッジは、花のまち恵庭の新たな章にふさわ しい場所になります。

それは、ただ花がいっぱい植えてある場所ではありません。

「花とくらし」をテーマに、美しい町に住み・くらし・心癒され・人々が集う「場」を恵庭人の誇りを持って造り守ること、それが唯一の花観光であると考えます。

市内・道内外・海外から多くの人が豊かな時間を過ごしにくる(仮称)花のヴィレッジは、これから恵庭のまちづくりと観光の Base になります。

【テーマ】

<花のある・美しいくらし 恵庭 Base Garden>

【ゾーニング】

○ゲートエリア

- ・道と川の駅「花ロードえにわ」・農畜産物直売所「かのな」をつなぐゲートエリアをとおり、 ガーデンエリアへ向かう
- ・道の駅は中央を抜き、花のヴィレッジの中心ゲートになるとともに、魅力的な飲食・物販店 舗が来訪者を出迎える
- ・日常的に利用可能なガーデンマルシェには、テーブルやいすが並び、にぎわいのある場になる
- ・農畜産物直売所「かのな」に隣接し、恵庭産の野菜が育つキッチンガーデン
- ・恵庭の玄関口として、市内の観光: 商業施設と連動して、来訪者の各施設への誘導を促す

○多目的エリア

- ・緑の芝生が広がりを持ち、周辺の樹木と圧倒的な花々に囲まれた居心地の良い空間
- ・花のイベントなど大小さまざまなイベントなどに対応できる芝生広場は、緩やかな鉢状の 楕円形の地形に設けられ、水の遊び場や照明による演出により、四季を通じて、昼夜とも楽 しむことができる
- ・芝生広場の縁をとおり、ゲートエリアとセンターハウス周辺エリアを結ぶ園路は、キッチンカーによる飲食物の提供なども想定し、十分な幅員を確保する

○森と散策エリア

- ・樹木ゾーンには変化に富んだ「庭」空間が演出され、(仮称)展望拠点からは花のヴィレッジ 全体を俯瞰できるとともに、恵み野に伸びる緑の軸、恵庭岳への眺望を楽しむことができる
- ・「庭」空間には、例えば車いす利用者なども含めた多くの人々が花と直接触れ合うことのできるユニバーサルガーデンを整備するとともに、緑陰にはベンチやテーブルが配置される
- ・樹林には、日陰の植物や山野草が咲き、散策やジョギングに来る人々を楽しませる
- ・道路側の人々が暮らすエリア(恵み野地区)と、広場側の人々が集うエリア(花のヴィレッジ)の音や光などを遮断するためにも、このエリアは重要な機能を持っている

○ガーデンエリア

・四季の花に彩られた空間づくり

花のヴィレッジを来訪する人々に「花のまち恵庭」を印象付けるため、四季折々の花々が 咲き誇り、春・夏・秋・冬の一年を通じて、その異なる表情、四季彩を楽しむことのできる 空間を創出する

Ⅰ 市民の庭ゾーン

- ・既存のいこいの花畑のコンセプトを生かし、恵庭のガーデンをイメージさせる、市民参加の ガーデンとなる
- ・ゲートエリアの屋外空間とつながりを持たせ、来訪者の好奇心を沸き立たせることで、ゲートエリアを訪れた人々をセンターハウス周辺へと誘う

Ⅱ 花の野原ゾーン

- ・(仮称) 恵庭かわまちづくり事業と連携し、野の花から水辺をイメージする花の風景をつくる
- ・恵庭ならではの日々の暮らしに根付いたガーデニングの見学マナーを学びながら模擬体験でき、来訪者を、恵み野地区を中心としたオープンガーデンへ導くデモンストレーションガーデンの整備を検討する

○センターハウス周辺エリア

- ・花の市民活動の拠点となるセンターハウスは、壁面や室内緑化に努めるなど、四季を通じて 植物を感じられる空間であり、例えば寄植え体験やガーデニング講習など誰でもが参加でき る多彩な参加型メニューを提供することで、花文化の伝承や次世代の人材育成につなげる
- ・センターハウスには、恵庭の花に関するあらゆる情報が集まり、集まった情報を広く発信する、情報発信機能が求められる
- ・センターハウス周辺には、屋外での飲食が可能なガーデンなど、屋内・外が一体となった施 設利用を検討する
- ・ガーデンマルシェ専用スペースを確保し、えにわマルシェなどの地域の取り組みを支援する センターハウスが中心となった滞留時間増加の取り組みとして、例えば飲食や休憩、宿泊、 キャンピングカー利用者など多様なニーズへの対応についても、収益性などを勘案しなが ら検討を進める
- ・観光バスなどの大型車両も駐車でき、かつ、十分な収容台数を確保した駐車場を併設する 〇その他
 - ・花のヴィレッジは、障がいの有無や年齢、性別などに関係なく、誰もが充実した時間を過ご していただくことを目的に、ユニバーサルデザインに配慮した施設計画・整備を進めます

【ゾーニング図】

【計画平面図】





(3)事業範囲

事業者には、花の拠点(はなふる)において、以下の業務を行っていただきます。

- ○公募対象公園施設の設置および管理運営業務
- ○特定公園施設の設計業務
- ○特定公園施設の建設業務
- ○特定公園施設の管理運営業務
- ○利便増進施設の設置および管理運営業務
- 1)公募対象公園施設および特定公園施設について、提案可能となる内容は以下のとおりです。
 - ①公募対象公園施設

提案可能な公募対象公園施設は、法第5条の2第1項および都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第3011号)第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台または集会所のうち、花の拠点(はなふる)の更なるにぎわいの創出や、訪日観光客など新たな公園利用者を創出し、地域への交流人口の拡大に寄与する便益施設(飲食店、売店)とします。

(参考) 公園施設一覧

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	広場	芝生 花りで で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ベンチ 野外卓 ピクマンプ場 その他こるもの に類するもの	滑シジラ砂徒舟魚メ遊野 そすらソンー 池場り一年ダ 他もし ツー 地場り一用ダ 他もしが 場が電ン この りっぱい はい	陸サラテババゴゲ水温施リ用ボスス相弓乗鉄つ そい 大力 アンババゴゲ水温が リカー は 場場場ートー リか リカー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー	(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	<u>売店</u> 一店社園便 一店主題便 一店主題便 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時	柵管語倉車材苗掲標照ご 事務所庫庫料畑示識明ル 場 板 施	展集備耐放情へ係発延の 台所庫 学院を選供施通信一部 合性施通信一部 会性を通信である。 会性をである。 会性をである。 会には、 会には、 会には、 会には、 会には、 会には、 会には、 会には、

※都市公園の質の向上に向けた Park-PFI の活用ガイドライン(平成 30 年 8 月 10 日改正)国土交通省都市局公園緑地・景観課 抜粋

事業概要

	- = -		事未似女 ————————————————————————————————————	7.1 /∓ 1×5 × + + + = □.
	項目	公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設
		整備対象区域内にお	整備対象区域内において、	①看板・広告塔の整備が
		いて、以下の提案が	以下の提案が可能である	可能である(任意)
		可能である	①サウンディング型市場	※看板、広告塔は、地域
		①新規施設として飲	調査(令和2年6月~8月	における催しに関する情
		食店、売店としてサ	実施)の結果を踏まえ、「事	報の提供を主たる目的と
		ービスを提供する施	業展開を検討している地	して設置するものである
		設を設置すること	一元企業が複数存在するも	が、それ以外の情報で地
		(必須)	のの、大きな投資(事業者	域住民の利便の増進に資
		なお、原則として既	負担)による事業展開は難	する案内や広告等の掲示
		存施設である多目的	しいこと」、「市内を周遊す	を排除するものではな
		交流物産館(旧農畜	る情報発信の拠点として	い。なお、利便増進施設
		産物直売所「かの	の活用が期待されている	として設置する看板、広
l .		な」)は、認定計画者	こと」などの課題・要望を	告塔は、北海道屋外広告
1 1	提案概要	が撤去すること(必	解決可能な空間を設置す	物条例 (昭和 25 年 11 月
		須)	ること(必須)	25 日条例第 70 号)との
		②新規施設は、上記	②公募対象公園施設周辺	整合が図られた上で設置
		必須施設以外にも設	の外構を整備すること	される必要がある。
		置可能である(任意)	(必須)	
		直 引 化 くめ む (圧 心 /	③それ以外の部分につい	規模、数量、配置、管理運
			_	
		規模、数量、配置、管	ては、公園利用者が寛げる	営計画等は認定計画提出
		理運営計画等は認定	空間を提案可能である(任	者の提案とする
		計画提出者の提案と	意)	
		する		
		※収益等からの実施	規模、数量、配置、管理運	
		可能な公園への還元	営計画等は認定計画提出	
		策についても提案す	者の提案とする	
		ること		
設計·	実施主体			①認定計画提出者
整備		①②認定計画提出者	①②③認定計画提出者	①認定計画提出者
段階	市と認定計画	12公園施設設置許可	123公園施設設置許可	①公園占用許可
	提出者の関係			O — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
管理·	実施主体	12認定計画提出者	①認定計画提出者	(1)認定計画提出者
運営		少少心心口凹涎山伯	②③市または認定計画者	
段階	# [4		①認定計画提出者	
	質用 貫型	①②認定計画提出者	②③市または認定計画者	①認定計画提出者
	市と認定計画		①公園施設設置許可または	
	提出者の関係		公園施設管理許可	
	近日 日 り 利金			
			※設置・管理許可使用料は免除と	
		12公園施設設置許可	する。	①公園占用許可
		O O A EMICKRENT	②③公園施設設置許可また	
			は公園施設管理許可	
			※設置・管理許可使用料は免除と	
			する。	
9	財産管理		①②③市または認定計画提	
		①②認定計画提出者	いどの中なたは応延可画派 出者	①認定計画提出者
			川 1	

[※]特定公園施設運営・管理の実施主体、費用負担および財産管理については、認定計画提出者の考え方を公募設置 等計画に記載すること。

[※]本事業の事業開始後に花の拠点(はなふる)に指定管理者制度を導入した場合の特定公園施設(公募対象公園施設周辺の外構および公園利用者が寛げる空間に限る)の維持管理は、指定管理者の責任において実施する可能性があります。

(4) 事業の流れ

1) 公募設置等予定者の選定

市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

2) 公募設置等計画の認定

市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

3)基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、市との間で協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。基本協定の締結後は、設計条件等の事業内容の詳細について別途市との協議を実施します。

4) 事業実施に必要な設計・調査等

設計・調査に係る費用は全て認定計画者の負担とします。

5) 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第 5 条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理および運営を行っていただきます。

なお、認定計画提出者と設置管理許可の申請者が異なることが想定される場合は、申請時にその旨が分かる資料を提示してください。

6)特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計および建設は、認定計画提出者の負担において実施し、令和3年度末までに整備を完了して、認定計画提出者が継続して所有、もしくは市に無償で譲渡していただきます。

7)特定公園施設の管理運営

特定公園施設の引渡しが終了した時点において、「サウンディング型市場調査(令和2年6月~8月実施)の結果を踏まえ、「事業展開を検討している地元企業が複数存在するものの、大きな投資(事業者負担)による事業展開は難しいこと」、「市内を周遊する情報発信の拠点としての活用が期待されていること」などの課題・要望を解決可能な空間」については、都市公園法第5条に基づく公園施設管理許可により認定計画提出者において管理運営するものとし、特定公園施設に関する公園施設管理許可に係る使用料は、全額免除とします。

上記以外の特定公園施設については、認定計画提出者もしくは公園設置者が管理運営を担うこととし、公募設置等計画書に認定計画提出者の考え方を記載してください。

8) 利便性増進施設の設置、管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第 6 条に基づく占用 許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

9) その他

①イベント等の実施に係る条件

イベント等の実施に際しては、占用料の扱いは以下のとおりとします。

○特定公園施設の範囲内で実施する場合:減免とする

○特定公園施設の範囲外で実施する場合:公園管理者との協議により決定

②地域還元の提案について

公募対象公園施設の運営で得られた収入や利益について、認定計画提出者の経営努力により、計画を上回った場合は原則として認定計画提出者の収入、利益とします。

ただし、公共施設であることを鑑み、営業利益が計画を大幅に上回った場合については、公共公益性の視点からその超過額の取り扱いについて提案をお願いします。

※計画を下回った場合はその差額を補填しません。

地域還元の提案については、下記の視点で提案してください。

●還元の考え方

還元の考え方について、どのような還元が考えられるかご提案ください。

- (例)・賑わい創出に係るイベントを実施し、その経費に充当する。
 - ・地域団体等が実施するイベントに協賛する。・公園施設の修繕を実施する。

❷還元する金額

超過額の取扱いおよび想定される還元額および割合の見込みについてご提案ください。

- (例)・営業利益が計画を〇〇円(%)上回った場合、営業利益の一部(〇%)を還元する。 ・営業利益が計画を〇〇円(%)上回った場合、毎年一定額(〇〇円、営業利益の〇%) を還元する。
 - ※営業利益の計画は、様式4-1 資金調達計画及び収支計画により確認する。

2. 公募設置等指針

(1) 公募対象公園施設の種類

提案を求める公募対象公園施設の種類は以下のとおりとし、花の拠点(はなふる)の魅力向上に資する収益施設等を提案してください。必須提案以外のその他の提案は任意提案とします。

また、提案内容の詳細は選定後に市との協議の上決定するものとします。

- 〇必須提案: 花の拠点(はなふる)の更なるにぎわいの創出や、訪日観光客など新たな公園利用者 を創出し、地域への交流人口の拡大に寄与する便益施設(飲食店、売店)
- 〇その他の提案:都市公園法第5条の2第1項および都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設等に該当するもの

なお、施設の運営にあたっては、各業界団体が作成したガイドラインに従うなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取り組みを実施してください。

例)飲食施設の場合:一般社団法人日本フードサービス協会等「外食業の事業継続のためのガイドライン」(下記 URL)に従う、など

http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_20514.pdf

(参考) 公募対象公園施設一覧

分類	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
	体ベ野ピキ そす しまり では、	フ砂徒舟魚メ遊野 そす ッ場渉遊つリ戯外 のる 地場り一用ダ 他も 一	水温動リンボスス相弓乗鉄泳水施ハ用ーケキ撲場馬棒・一型 テ施 場 一般 場 場 場 場 ま シーツ	目於主張園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖 施野外劇場 野外音楽堂	飲売宿駐園便 荷時水手 そす食店泊車内所 物計飲洗 のる食店泊車内所 物計飲洗 のる 間 明 所 おいい この また いっぱん かいがい いっぱん かいい いっぱん かいい いっぱん かいい いっぱん かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かい

※都市公園の質の向上に向けた Park-PFI の活用ガイドライン(平成 30 年 8 月 10 日改正)国土交通省都市局公園緑地・景観課 抜粋

(2) 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設の設置が可能となる区域は下記の図に示す範囲(約1,900 m²)です。



ただし、建築位置の決定にあたっては、花の拠点(はなふる)エリア内の敷地分割の設定状況を各自で調査したうえで検討してください。

(3) 公募対象公園施設の建設に関する事項

1) 本事業を通じて期待される効果

○年間を通じた賑わいの創出

・花の拠点(はなふる)内各施設との連携による、季節に捉われず、四季を通じた賑わいの創出 に資する施設、機能の導入

○地域の多様な主体との連携

- ・恵庭の玄関口として、地域の多様な主体との連携による魅力の発信
- ・地域と一体となり、新たな魅力を創出する施設、機能の導入

○地域間交流の促進

・日常的に市内外の利用者が集い、賑わう機能の充実

○ユニバーサルデザインへの配慮

・誰もが過ごしやすく、楽しめる機能の導入

2) 公募対象公園施設の整備に係る基本的な条件

①基本的な条件

- ・花の拠点(はなふる)の魅力向上を図り、年間を通じた賑わい創出が図れる施設をご提案ください。
- ・公募対象公園施設は、花の拠点(はなふる)のための整備であることを十分に理解し、公園利用 者の利便性を高めるものや公園利用の増進に繋がる施設を提案してください。
- ・一部の利用者や特定の時期だけにサービスを提供する施設の提案は認めません。
- ・対象エリアの立地条件や周辺環境等を考慮し、花の拠点(はなふる)の景観と調和した配置計画

やデザインとしてください。

- ・施設利用者だけでなく公園利用者の安全な動線を確保し、気軽に利用できるとともに寛げる施設、空間を提案してください。
- ・原則として既存の多目的交流物産館(建築面積:226.80 ㎡、延べ面積:181.44 ㎡) は撤去し、公募対象公園施設を建設してください。なお、多目的交流物産館の撤去費用および公募対象公園施設の建設費用について、市は一切負担しません。
- ・タバコの販売は禁止とし、公募対象公園施設内も禁煙としてください。
- ・酒類の販売は自動販売機での販売を禁止としますが、それ以外の方法での販売は可能です。 ただし、酒類を販売する際は他の利用者への配慮についても併せて提案してください。
- ・荷捌きスペースやごみ集積スペースを確保する場合は、施設内および整備対象区域内に整備してください。 園内を管理車両が通行することは可能ですが,通行可能な園路については公園管理者と協議し、決定することとします。
- ・整備対象区域内には利用者用自転車駐車場は設けないこととし、利用者は公園内の既存の駐車場を利用することを前提とします。
- ・施設に必要なインフラ(電気、上下水道等)は、認定計画提出者の負担にて整備してください。 既設引き込みの容量等に支障がない場合は、分岐できるものとし、分岐した場合は子メーターを 設置し、公募対象公園施設の使用量を区分できるようにしてください。なお、各インフラ管理者 と協議が必要な場合は、認定計画提出者にて協議を行うものとします。
- ・駐車場については公園駐車場の一部を利用することができますが、施設利用者専用の駐車場が 必要な場合は、認定計画提出者にて整備してください。なお、施設利用者専用の駐車場を整備す る場合は、公募対象公園施設の一部として使用料算定面積に算入します。
- ・公募対象公園施設は、都市公園法(昭和31年法律79号)、恵庭市都市公園条例(昭和40年条例第8号)、北海道屋外広告物条例(昭和25年条例第70号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、北海道景観条例(平成20年条例第56号) およびその他各種関係法令に適合する常設の建築物とし、関係機関等への届出や検査などの必要な手続きを遅滞なく行ってください。
- ・公募対象公園施設は、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】(平成 24 年 3 月国 土交通省)を遵守した設計とし、バリアフリー化に努めてください。
- ・公募対象公園施設の常設デザインは北海道屋外広告物条例を遵守してください。また、常設サインについては、設置場所も含め市と協議のうえ決定することとします。なお、景観を阻害するサイン (のぼり等) は設置できません。

②要求水準

- ・公募対象公園施設は複数棟の建築を可能とする。
- ・夜間も含めた公園の安全性に配慮し、死角や暗がりを作らないよう夜間照明等を設置し、公園利用者が夜間でも安全に利用できる照度を確保すること。
- ・景観に配慮し、室外機や設備機器などは屋外に露出しないよう目隠し等を設置すること。
- ・整備にあたっては廃棄物の削減等、環境負荷低減に取り組むこと。
- ・恵庭市緑の基本計画にもとづき緑化すること。
- ・公募対象公園施設の周囲での自動販売機による飲料水等の販売は禁止します。

3) 公募対象公園施設の運営に係る基本的な条件

①基本的な条件

- ・公募対象公園施設は、認定計画提出者が整備し、整備後も所有していただきます。
- ·公募対象公園施設設置後の運営および維持管理は認定計画提出者の責任で実施し、その費用も認定計画提出者の負担となります。
- ·花の拠点(はなふる)の魅力向上を図り、年間を通じた賑わい創出が図れる管理運営の提案をしてください。

- ・市からの指示や連絡に対して、迅速に対応できる体制を提案してください。
- ・特定の会員のみが利用できる施設など、「独占的な利用」や「排他的な利用」となる運営方法は 認められません。
- ・公募対象公園施設の運営にあたり、実施する事業の内容は以下に該当するものは認められません。
 - ●政治的または宗教的な用途で、勧誘活動および公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
 - ❷風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業
 - ❸青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
 - **④**騒音や悪臭など著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ⑤暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する団体およびその利益となる活動を行うものの活動
- ⑥公募対象公園施設で取り扱うメニューや商品は、公園利用者に既存の公園施設には無い新たな選択肢を提供できるものを主体とし、価格については利用しやすい価格としてください。また、その内容は事前に市の承認を得ることとします。

②要求水準

- ・翌年度の営業日、営業時間について前年度2月末までに年度営業計画を市に提出すること。
- ・施設の営業日は、花の拠点(はなふる)の利便性を考慮し、原則通年営業とすること。
- ・運営にあたって廃棄物の削減等、環境負荷低減に取り組むこと。
- ・空調設備を設置するなど、年間を通じて公園利用者が快適に利用できる室温を確保すること。

(4) 設置管理許可

公園施設設置許可または公園施設管理許可(以下、設置管理許可)に係る基本的な条件等は以下の とおりです。

1)基本的な条件

- ・市は選定した認定計画提出者と基本協定書を締結のうえ、細目協議を行います。協議が成立し、公募対象公園施設および特定公園施設の設計内容を承諾した後、市は認定計画提出者に対し、都市公園法第5条に基づく設置管理許可を与えます。
- ・認定計画提出者は、都市公園法第5条の8に該当する場合に限り、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができます。

【参考】

(地位の承継)

- 第五条の八 次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定 に基づく地位を承継することができる。
- 一 認定計画提出者の一般承継人
- 二 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象公園施設 の所有権その他当該公募対象公園施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者
- ・設置管理許可は、施設の設計内容等を市が承諾した後の、公募対象公園施設の工事着手日からの予定です。

2) 使用料の納付

- ・設置管理許可の使用料は年度ごとにその都度発行する納入通知書により、市が指定する期日までに支払っていただきます。
- ・工事完了年度で設置管理許可期間が 1 年に満たない場合は、日割計算により支払うこととし、1 円未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとします。

3)変更協議

・提案のあった施設の目的、内容等の一部について、花の拠点(はなふる)に相応しくないと市が判断した場合は、市と認定計画提出者との協議により、変更を要請する可能性があります。

(5) 公募対象公園施設の使用料の額

認定計画提出者は、対象面積に対して、自ら提案した使用料単価を乗じた額を、使用料として市に支払っていただきます。

公園施設設置許可の対象面積には、建築物の範囲以外に、認定計画提出者が独占的に使用する範囲の面積も含まれるものとし、公園施設設置許可の対象面積の決定にあたっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、市が精査します。

使用料単価の最低額は以下のとおりです。

公募対象公園施設の使用料の下限額 2,400円/㎡·年以上 (200円/㎡·月以上)

(6)特定公園施設の建設に関する事項

1)基本的な条件

・特定公園施設は、①「事業展開を検討している地元企業が複数存在するものの、大きな投資(事業者負担)による事業展開は難しいこと」、「市内を周遊する情報発信の拠点として活用が期待されていること」などの課題・要望を解決可能な空間の設置(必須)および②公募対象施設周辺の外構整備(必須)とします。

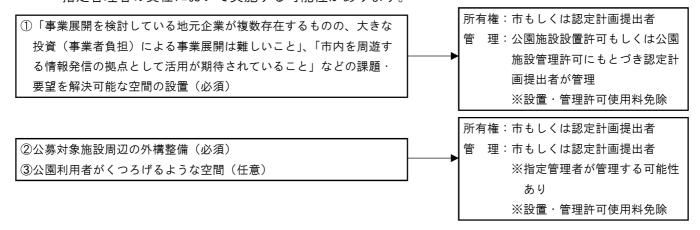
上記以外も提案する場合は、③公園利用者がくつろげるような空間を提案してください。

- ・特定公園施設は、四季を通じた彩のある植栽等、花の拠点(はなふる)の景観に配慮したものとし、 公募対象公園施設の価値を最大限高めることができる施設を提案してください。
- ・認定計画提出者が提案した公園施設の整備位置は公募対象公園施設の整備可能範囲内において認 定計画提出者の提案とします。
- ・令和3年度末までに特定公園施設の整備に係る全ての工事を完了し、完了検査に合格した場合は、 認定計画者が継続して所有、もしくは建設・譲渡契約書に基づき、市に譲渡していただきます。

2)維持管理に係る基本的な条件

・特定公園施設の整備後の維持管理については、①「事業展開を検討している地元企業が複数存在するものの、大きな投資(事業者負担)による事業展開は難しいこと」、「市内を周遊する情報発信の拠点として活用が期待されていること」などの課題・要望を解決可能な空間の設置(必須)については、市が公園施設管理許可を与えたうえで認定計画提出者の責任において管理していただきます。

また、②公募対象施設周辺の外構整備(必須)については市もしくは認定計画提出者が管理を 実施しますが、本事業の事業開始後に花の拠点(はなふる)に指定管理者制度を導入した場合は、 指定管理者の責任において実施する可能性があります。



・各施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、全ての施設の機能を保持し、利用者の安全か つ快適な利用を図るよう必要に応じ保守点検を行い、長寿命化の対策を立てて実施してください。 ・日常的な清掃(ゴミ拾い等)については、公園利用者にとって常に快適な空間となるよう実施していただきます。認定計画提出者が実施可能な範囲で日常的な清掃や公園の環境の維持および向上措置を提案してください。その費用は認定計画提出者の負担となります。

3) 市による特定公園施設の整備費用の負担

特定公園施設の整備費用について、市は一切負担しません。

(7) 利便増進施設の設置に関する事項

1) 利便増進施設の種類

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所、デザイン等を提案してください。設置できる施設は以下のとおりであり、自転車駐車場は提案できません。

〇看板、広告塔

都市公園法施行令第 12 条第 1 項第 2 号「地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔」を基本としますが、それ以外の情報で地域住民の利便の増進に資する案内や広告等の掲示を排除するものではありません。なお、利便増進施設として設置する看板、広告塔は、北海道屋外広告物条例(昭和 25 年 11 月 25 日条例第 70 号)との整合が図られた上で設置される必要がある。

2) 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりです。

手七 - ナナ株の F 田 型	960 円/㎡·年
看板・広告塔の占用料	900円/Ⅲ・平

※条例等の変更により金額を見直した場合は、条例等で定める額を占用料として徴収します。

(8) 設計・工事にあたっての条件

1) 設計

- ・提案のあった施設の目的、内容等の一部について、花の拠点(はなふる)に相応しくないと市が 判断した場合は、市と認定計画提出者との協議により、変更を要請する可能性があります。
- ・その他認定計画提出者が提案する公園施設については、整備する理由と仕様の考え方に基づき、 市と協議のうえ最終決定します。
- ・認定計画提出者は公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を市に提出し、確認を受けてもらいます。設計の内容が提案内容と相違する場合は、市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- ・認定計画提出者は、やむを得ない事情により提案内容を変更する必要が生じた場合は、市と協議 のうえ、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

2) 工事

- ・市の確認を受けた設計図書および工事工程表に基づき、公募対象公園施設および特定公園施設の 整備工事を実施します。なお、公園利用者の安全上危険と判断される場合には、市が認定計画提 出者に対し、是正を求める場合があります。
- ·認定計画提出者は工事着手前に工事現場の運営、監理等を行う工事責任者を設置し、市に報告してください。
- ・認定計画提出者は自らの責任と費用で施設が設計図書に基づき建設されていることを確認する社内検査等を実施してください。
- ・認定計画提出者は施設の工事完了、社内検査終了後、市に対して完了届を提出し、市の完了検査 を受けていただきます。完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容を逸脱している場合は是正 を求める場合があります。

(9)都市公園の環境の維持および向上措置

1) 公園管理者との協力体制に関する事項

認定計画提出者は、事業実施による園内への影響を考慮しながら、公園管理者と協議したうえで必要に応じて協力可能となる体制を構築してください。

2) 園内でのイベント実施に関する事項

花の拠点(はなふる)の更なる魅力向上やにぎわいの創出および地域の活性化につながることを目的に、花の拠点(はなふる)のポテンシャルを活かしたイベントの開催等、ソフト事業に関する提案も可能です。

なお、今後花の拠点(はなふる)全体に指定管理者制度が導入された場合は、イベント等の実施 内容に関して認定計画者、指定管理者および市による協議を実施します。

なお、イベント等の実施に際しては、占用料の扱いは以下のとおりとします。

- ○特定公園施設の範囲内で実施する場合:減免とする
- 〇特定公園施設の範囲外で実施する場合:公園管理者との協議により決定

(10) 原状回復の義務

公募対象公園施設について、認定計画提出者は、事業期間終了(設置管理許可等を取り消した場合または更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む)までに、速やかに原状回復するとともに、市の立会いのもとで市に返還していただきます。

ただし、市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について市が事前に同意した場合は、この限りではありません。なお、施設等設置工事中の解約、事業中止に関しての用地の原状回復の取り扱いについては、別途協議により決定することとします。

- ・本事業における原状回復とは、原則として認定計画提出者が設置した公募対象公園施設(地下構造物等も含む)を解体・撤去し、更地として整地することをいいます。ただし、特定公園施設については、原状回復の対象とはなりません。
- ・認定計画提出者は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに、設計内容等の必要 書類を書面により市に提出し、承諾を得てください。
- ・認定計画提出者は、原状回復工事の設計完了時に、上記書面の内容が事業条件等に適合しているか否かについて、市の確認を受けてください。事業者は、市の確認後、承諾を得られれば原 状回復工事に着手することができます。なお、市が事業条件等の内容を満たしていないと判断 した場合は、認定計画提出者に対し、設計内容の修正を求めることができることとします。
- ・認定計画提出者が原状回復を行わない場合は、市は、認定計画提出者に代わり原状回復工事を 行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。

(11)認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、工事着手日から 20 年間とします。有効期間には、工事および事業終了時の公募対象公園施設の解体・原状回復に要する期間を含みます。

基	協議・設計	工事	供用	期間	撤去	事
基本協定		公募設置	置等計画の認定	の有効期間((20 年間)	事業終
定の		設置管理許可期間	(10 年以内)	設置管理許	可期間(10年以内)	了
締結		く 期間内	D許可期間は 10 年 内に更なる許可申請 明間内で 1 回更新語	ずあった場合、 記	有効認定の	
	基本協定期間					

3. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

1) 応募者の資格

- ①応募者は法人(以下「応募法人」という。)または法人のグループ(以下「応募グループ」という。)に限り、個人での応募はできません。
- ②グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人 (他の法人は構成法人とする。)を定めてください。
- ③応募法人または応募グループを構成する代表法人および構成法人(以下「応募法人等」という。) は、直近決算において債務超過でないこととします。
- ④応募法人等のうち 1 社は本事業において提案する公募対象公園施設の施設業態と同様の施設の 運営実績を有していることとします。
- ⑤公募対象公園施設、特定公園施設の建築物の設計業務を行うものは、都市公園または類似施設の設計・監理実績を備えることとします。また、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとします。設計の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。
- ⑥公募対象公園施設の建設業務を行うものは、都市公園または類似施設の工事実績を備えることとします。また、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条1項の規定に基づく建築一式工事について特定建設業の許可を受けていることとします。整備工事業務の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。
- ⑦特定公園施設の建設業務を行うものは、都市公園または類似施設の工事実績を備えることとします。また、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条 1 項の規定に基づく建設業の許可を受けていることとします。整備工事業務の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。
- ⑧代表法人は公募対象公園施設の整備・管理運営および特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

2) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

- ①会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申立てを受けている法人
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益となるような活動を行う団体、構成員または関係者® 選定委員会委員が経営または運営に直接関与している法人
- ③当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ④地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人
- ⑤公募設置等指針配布日から設置等予定者決定通知日までの間に、「恵庭市競争入札参加資格者指 名停止措置要領(平成 21 年 1 月 15 日改正)」による指名停止を受け、当該指名停止期間を経 過していない法人
- ⑥最近の 2 年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税および地方 消費税の滞納のある法人(徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。)
- ⑦2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(または、是正勧告を受けている場合には必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)
- ⑧選定委員会委員が経営または運営に直接関与している法人

3) 応募条件

- ○複数応募の禁止
 - ・単独で応募した法人等は、他のグループ応募の構成員になれません。
 - ・応募した複数グループにおいて、同時に構成員になれません。
- ○グループ応募の構成員の変更
 - ・グループ応募の場合、代表法人および構成法人等の変更は原則として認めません。 ただし、構成法人等については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出等を求めることもあります。
- ○応募者の辞退
 - ・設置等予定者は、選定され、契約(協定)締結後は自己都合による辞退はできません。

(2)公募用資料

公募用資料は以下のとおりです。

- 〇公募設置等指針
- 〇基本協定書(案)
- ○特定公園施設に係る建設・譲渡契約書(案)
- 〇各種様式
- ○参考資料

(3) リスク分担

本事業における責任およびリスク分担の基本的な考え方は、認定計画提出者が実施する業務については、認定計画提出者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として認定計画提出者が負うものとします。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

公募対象公園施設等の建設・管理運営における主なリスクについては、下表に示す負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合またはリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

		負担	3者	
リスクの種類	内容	市	認定計画 提出者	
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響の ある法令等の変更 協議事		事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持修繕・運営において第三 者に損害を与えた場合		0	
物価	設置等予定者決定後のインフレ・デフレ		0	
金利	設置等予定者決定後の金利変動		0	
不可抗力	自然災害等による業務の変更・中止・延期、臨時休業		0	
資金調達	必要な資金確保		0	
	市の責任による中止・延期	0		
事業の中止・延期	認定計画提出者の責任による中止・延期		0	
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		0	
申請コスト	申請費用の負担		0	
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		0	

				負担者		
リスクの種類	内容		市	認定計画 提出者		
施設競合	競合施設による利用者流	咸、収入減		0		
需要変動	当初の需要見込みと異っ	なる状況		0		
 運営費の増大	市の責による運営費の対	0				
建呂寅の培入	市以外の要因による運営費の増大			0		
	施設、機器等の損傷	特定公園施設	協議	事項		
施設の修繕等		公募対象公園施設・利便増進		0		
	公募対象公園施設等の直	下または接着する土地の初期不良	0			
	市の協定内容の不履行		0			
債務不履行	認定計画提出者の事由	による業務または協定内容の不		0		
	履行			O		
性能リスク	市が要求する業務水準の	の不適合に関するもの		0		
損害賠償	施設、機器の不備による事項			0		
1月10日	施設管理上の契約の内容	施設管理上の契約の内容に適合しない事項				
	施設、機器等の不備また	たは施設管理上の契約の内容に				
	適合しない事項並びに	火災等の事故による臨時休業等		0		
運営リスク	に伴う運営リスク					
	大規模イベント時等、i	市の指示による一時的な営業時	協議	車石		
	間の短縮に伴う運営リス	スク	加哉	争块		
協定が締結できな	市が責任を持つ事由に、	よるもの	0			
かった、または協	上記以外の事項					
定は締結できたけ						
れども協定を破棄				0		
せざるを得ない場						
合						
書類の誤り	市が責任を持つ書類の	誤りによるもの	0			
自放の成り	認定計画提出者が提案	した内容の誤りによるもの		0		
住民対応	認定計画提出者が適切し	に管理運営すべき業務に関する		0		
エナクショルい	苦情等					
 情報の安全管理	認定計画提出者の責め	に帰すべき事由による個人情報		0		
旧拟公女土日任	の漏洩や犯罪発生等					
公募指針、認定計	市が要求する要求水準の	の不適合に関するもの		0		
画の未達成				J		

(4) 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、下記のどちらかの措置を講じることとします。

- ○都市公園法第5条の8に基づき、市の承認により別の民間事業者に事業を承継する
- ○認定計画提出者の負担により公募対象公園施設等を撤去・更地返還する

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地変換を行わない場合、市が撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者に請求します。

4. 公募の手続きに関する事項等

(1)日程

実施内容	スケジュール
①公募設置等指針の公示	令和 2 年 12 月 11 日 (金)
公募設置等指針の配布	令和 2 年 12 月 11 日(金)~令和 3 年 2 月 26 日(金)
公募説明会の参加申込期限	令和 2 年 12 月 18 日(金)午後 5 時まで
公募説明会の開催	令和 2 年 12 月 23 日 (水)
公募設置等指針に関する質問受付	令和 2 年 12 月 24 日 (木)
	~令和3年1月8日(金)午後5時まで
公募設置等指針に関する質問回答	令和3年1月15日(金)
応募登録	令和3年1月18日(月)
	~令和3年1月29日(金)午後5時まで
②公募設置等計画の提出	令和3年2月22日(月)
	~令和3年2月26日(金)午後5時まで
プレゼンテーション	令和3年3月上旬
③設置等予定者の選定	令和3年3月中旬
④公募設置等計画の認定	令和3年4月上旬
⑤基本協定の締結	令和3年4月中旬
認定計画提出者による設計・工事	令和3年5月上旬~
⑥事業開始	令和3年秋~

(2) 応募手続き

1) 公募設置等指針の配布

公募設置等指針を下記の期間、恵庭市公式ウェブサイトにて掲載しますので、ダウンロードして 入手してください。

【掲載 URL】

https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kurashi/shiseijoho/hanatokanko/oshirase/10908.html

【掲載期間】

令和2年12月11日(金)~令和3年2月26日(金)

2) 公募説明会

公募の実施方法に関する説明会を開催します。参加希望者は期日までに様式1-1「公募説明会参加申込書」に参加者氏名、所属法人部署名(または所属団体名)、電話番号、Eメールアドレスを明記の上、下記によりお申し込みください。

なお、応募登録にあたり、公募説明会への参加は必須ではありません。

【説明会】

日時: 令和2年12月23日(水)10:00~

場所:花の拠点(はなふる)センターハウス1階

観光案内所内 打合せブース (定員 20 名)

花の拠点(はなふる)センターハウスのアクセスは、下記 URL をご参照ください。

https://hanafuru.jp/access.html

※説明会の会場は、花の拠点(はなふる)内のえにわファミリーガーデン「りりあ」やR Vパークが出店しているセンターハウスです。道と川の駅「花ロードえにわ」とは別の 建物となりますので、ご注意ください。

【参加申込期間】

令和2年12月11日(金)~12月18日(金)午後5時まで

【参加申込方法】

様式1-1「公募説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、下記メールアドレスまでご送付ください。

送付先: hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp

メール件名は「公募説明会参加申込」とし、受付期間内に市への申込受付の確認の電話をしてください。

【注意事項】

- ・説明会への参加は1グループ2名以内とし、事前申込制とします。
- ・説明会当日には、本指針は配布しませんので、各自持参してください。また、当日はマスクの 着用を必須とします。

3) 質問および回答

公募に関する質問がある場合は、下記のとおり質問書を提出してください。なお、法人グループで提案する場合の質問は、代表者が取りまとめて行ってください。電話での質問は受け付けません。

【質問受付期間】

令和2年12月24日(木)~令和3年1月8日(金)午後5時まで

【受付方法】

様式1-2「質問書」に質問を記入の上、下記メールアドレスまでご送付ください。

送付先: hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp

メール件名は「質問書送付」とし、受付期間内に市への質問受付の確認の電話をしてください。 【質問に対する回答】

質疑に対する回答は、令和3年1月15日(金)までに恵庭市公式ウェブサイトに掲載します。なお、回答にあたっては質問した事業者名は公表しません。

4) 応募登録

本事業に応募しようとする者は、以下の書類を提出し、応募登録を行ってください。

なお、応募登録を行った法人または応募登録の際にグループを代表して応募登録を申し出た法 人を有するグループ以外の者は、公募設置等計画を提出することができません。

【受付期間】

令和3年1月18日(月)~令和3年1月29日(金)午後5時まで

【申込方法】

「応募登録書類一式」に必要書類を記載の上、申込期間内に受付場所までご持参ください。 受付場所:恵庭市 経済部 花と緑・観光課

なお、事前に「4.(3)事務局」まで電話にて連絡後、市と受付時間を調整の上ご持参ください。電話の受付期間は令和3年1月18日(月)午前9時~令和3年1月28日(木)午後5時までとします。

【応募登録書類一式】(正副各1部ずつご提出ください)

- ・様式1-3「応募登録書」(必要事項をご記入ください)
- ・法人税、法人都道府県民税、法人市町村税、法人事業税等、固定資産税、消費税および地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。
- ・財務諸表「貸借対照表、損益計算書(①売上原価内訳明細書、②販売費および一般管理費の内 訳書、③製造原価報告書を含む)、株主資本等変動計算書(純資産変動計算書)、キャッシュ・ フロー計算書(作成している法人のみ)、注記等」(直近3期分)の写し
- ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。

- ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表
- ※決算期が9月以降の場合は、昨年から3期分の写しでもよい。
- ※特別目的会社等、過去3期分の実績がない場合は、関係会社や親会社等の3期分の実績の写しを併せて提出すること。
- ・事業報告書・事業計画書等
- ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。

【応募登録書類の注意事項】

·応募登録書類の作成にあたっては、P22 公募設置等計画等作成の注意事項を準用してください。

5) 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項および公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置計画等は受理しません。

【受付期間】

令和3年2月22日(月)~令和3年2月26日(金)午後5時まで

【申込方法】

「公募設置等計画等関係書類一覧」に記載されている様式(指定のない場合は任意様式)に必要事項を記入の上、受付場所までご持参ください。

受付場所:恵庭市 経済部 花と緑・観光課

なお、事前に「4.(3)事務局」まで電話にて連絡後、市と受付時間を調整の上ご持参ください。電話の受付期間は令和3年2月22日(月)午前9時~令和3年2月25日(木)午後5時までとします。

【公募設置等計画等作成の注意事項】

〇一般的事項

- ・公募設置等計画等の提出は1応募法人(または1応募グループ)1提案とします。
- ·公募設置等計画等関係書類に使用する言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨 とします。
- ・関係法令および条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関 へ必要な協議確認を行った上、公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があり ます。
- ・提出書類はA4版、左綴じとし、ページを付して提出してください。
- ・公募設置等計画は 20 ページ以内としてください。両面印刷とした場合は、両面それぞれにページ番号を付してください。ただし、イメージパース(A3 サイズ横向き)、図面、別途提出資料の部分はページ制限の対象外とします。

なお、イメージパースなど A3 サイズで作成した資料は、ファイル折りで A4 サイズとしてください。

- ※ページ枚数は評価の対象ではありません。上限に捉われず、分かりやすく、簡潔に提案してください。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、 表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・応募書類で使用する文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上としてください。図を用いる場合等の文字については、この限りではありませんが、文字が十分読み取れる程度としてください。
- ・公募設置等計画の副本は、正本から会社名、ロゴマークなど、応募者が特定できる表現を削除したものとしてください。社名が特定できる情報であると判断した場合、事務局で該当部

分を抹消します。

○電子データ

- ·提出書類一式を電子データ化したものを CD-R (表面:任意様式)にて1部提出してください。
- ・データは PDF 形式とし、テキスト情報を含んだものとします。テキスト情報を含むことが 困難なものについては、画像化したものでも構いません。

公募設置等計画等関係書類一覧

相山事格	 	提出	部数
提出書類	様式 	正	副
1. 誓約書	様式 2	1 部	1部
2. 応募制限関連書類(応募グループにあっては、代表法人および構成 法人のすべてについて提出)			
(1) 定款または寄付行為の写し	任意	1 部	1部
(2) 法人登記簿謄本および印鑑証明	任意	1 部	1部
(3) 役員名簿	任意	1 部	1 部
3. 応募資格関係書類(該当する法人について提出)			
(1) 一級建築士事務所登録を証する書類の写し	任意	1 部	1部
(2) 設計・監理実績を証する書類	様式 3-1	1 部	1部
(3) 特定建設業許可通知書の写し	任意	1 部	1 部
(4) 建設工事実績を証する書類	様式 3-2	1 部	1 部
(5) 管理運営の実績を証する書類	様式 3-3	1 部	1 部
4. 公募設置等計画			
(1) 事業の実施方針	様式 4	1 部	10 部
①事業実施方針について			
・本事業の実施にあたっての基本的な考え方(事業目的)、事業			
の実施方針			
・公園および地域の課題とその対応の考え方			
・公園利用者の利用者増や利便の向上に向けた考え方			
②公募対象公園施設の考え方について			
・設置予定の公募対象公園施設の業種、業容およびその理由			
・設置予定の公募対象公園施設の利用者層、営業時間の考え方			
・設置予定の公募対象公園施設の運営期間の考え方			
(2) 事業の実施体制	様式 4	1 部	10 部
①事業実施体制について			
・応募法人又は代表法人及び構成員の役割分担			
・各法人の同種等の実績(3の書類にて判断)			
・事業期間中における市との連絡体制			
②応募法人の財務状況について			
・応募法人等の財務安定性			
・応募法人の決算報告書、損益計算書等(2の書類にて判断)			
(3) 施設の整備計画	様式 4	1 部	10 部
①施設の配置・動線計画について			
・公募対象公園施設の設置位置およびその理由			
・特定公園施設の整備位置、整備内容			
・(利便増進施設を設置する場合) 利便増進施設の整備位置・内容			
・バリアフリーおよびユニバーサルデザインに配慮した公園利用者動線の考え方			

+B 111 ⇒ *Z	1 ** *	提出	部数
提出書類	様式	正	副
②施工計画やスケジュールについて			
・施設の工事実施の方法、施工計画			
・施設の工事の時期			
③環境保全について			
・施設整備に伴う環境負荷を低減する取組について			
④公募対象公園施設について			
・公募対象公園施設の意匠の考え方			
・イメージパース(外観パース、内観パース)			
・公募対象公園施設の構造、建築一般図等			
⑤特定公園施設について			
・特定公園施設の構造、設置位置、図面等			
・工事実施の方法、施工計画			
・施設の工事の時期			
⑥利便増進施設について			
・(利便増進施設を設置する場合)利便増進施設の詳細、工事の時期			
(4) 施設の管理運営計画	様式 4	1 部	10 部
①事業運営の考え方について			
・施設の利用に関する事項(利用者数の見込み、利用時間等)			
・市や周辺地域との連携方針・方策(公園管理者との連携含む)			
・地域の賑わい創出や集客につながる企画(イベントや広報計			
画)の考え方			
②人員配置の考え方について			
・管理運営時における人員配置の考え方			
③環境保全・維持管理について			
・事業実施に伴う環境負荷を低減する取組について			
・特定公園施設運営・管理の実施主体、内容、費用負担および財			
産管理			
※特定公園施設運営・管理の実施主体、内容、費用負担および			
財産管理について必ず記載すること			
④地域連携について			
・地元企業、団体、住民との連携の考え方			
・地域住民のニーズを事業に反映する仕組み			
⑤緊急時および平常時の安全安心について			
·緊急時対応計画			
・公園利用者の事故や怪我を未然に防止する取組			
(5)事業計画	様式 4	1 部	10 部
①リスク対応について			
・事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針			
②収支計画の考え方について			
・想定している資金調達方法			
・収入と支出の考え方			
・経費節減に対する考え方			
· 収支計画書(様式 4-1)			

提出書類	様式	提出部数	
(本) 佐山青規		正	副
(6) 価額提案	様式 4	1 部	10 部
①設置許可使用料について			
・公募対象公園施設の設置許可使用料の額			
②地域還元の考え方について			
・地域還元の考え方			

【応募書類の取扱い】

①著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、設置等予定者の選定結果の公表等に必要な場合は、市は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。

なお、応募書類は、恵庭市情報公開条例(平成6年条例第18号)に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となります。

また、設置等予定者の応募書類に著作権がある場合の著作権は市に帰属し、設置等予定者に選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属します。

②応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

③費用負担

応募に関する費用負担は、全て応募者の負担とします。

④応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

(3)事務局

恵庭市 経済部 花と緑・観光課 施設計画担当

住 所: 〒061-1444 恵庭市京町 1 番地 恵庭市役所 3 階 37 番窓口

電 話:0123-33-3131 (内線 2524)

メールアドレス: hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp

(4)受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、全ての事務取扱は、午前 9 時 00 分から午後 5 時(恵庭市の休日を定める条例(平成 3 年条例第 10 号)第 1 条に定める市の休日を除く)とします。

(5)審査方法等

1)審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

①第一次審査

提出された全ての公募設置等計画等について、都市公園法第 5 条の 4 第 1 項に基づき、以下の点について審査します。

ア)参加資格の確認

応募者が参加資格を満たしているかを審査します。

イ) 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

ウ) 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は次のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

審査の結果、これらの条件を満たしていないと認められる場合は、事務局の意見を付して選定委員会に送付します。

ただし、誤字・脱字、乱丁・落丁など、記載内容の変更を伴わない提案書の明らかな不備と事務局が認めたものについては、事務局が定めた期間内の再提出が条件に提案書の一部差し替え等の修正を認めます

なお、提出された全ての公募設置等計画等は、事務局の意見を付して選定委員会に送付します。 ②第二次審査

第二次審査では、第一次審査を通過したすべての公募設置等計画について、都市公園法第 5 条の 4 第 2 項に基づき後述する「評価の基準」に従って評価を行います。

応募者には、委員会において提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時・場所・方法等の詳細は事務局から連絡します。なお、プレゼンテーションは公募設置等計画の具体性や実現性などについて、ご提出いただいた公募設置等計画の補足の説明や質疑を行うために実施するものであり、プレゼンテーションで公募設置等計画に記載のない新たな提案を行っても、その内容は評価対象としないものとします。模型などの持ち込みも認めません。

また、応募者多数の場合は、提出書類のみで審査を行い、プレゼンテーション対象者を数社に限定させていただく場合があります。その場合、選定外となった応募者には、事務局より通知いたします。

2) 選定委員会

市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案および次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方または両方について、該当案なしと する場合があります。

3)評価の基準

市では、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

なお、評価点の満点(150 点)を委員会のメンバーの人数で乗じた点数の 6 割を最低基準点とします。それ以上の点数を得た提案の中で最も高い得点を得た提案を最優秀提案に選定します。

また、最高点を獲得した提案が複数ある場合は、評価項目の「①事業の実施方針」の得点合計が高い提案を選定します。

<評価の項目、内容>

記載	事項	評価内容	評価基準	配点
①事業の実施方針		公園および地域 特性·課題の対応	・公園や地域の特性や駐車場の狭隘化などの課題が示されているか。 ・示された課題への対応が提案されているか。	
	事業実施 方針につ いて	利用者増や利便 性向上	・花の拠点(はなふる)の魅力が高まり、賑わい創出や公園利用者増に資する業種、業態となっているか。 ・花の拠点(はなふる)利用者の利便性が向上され、日常利用の促進が図られる提案となっているか。 ・公園外から人を誘引する仕掛けが施された提案となっているか	30
	公募対象 公園施設 の考え方 について	コンセプトと の整合	・花の拠点(はなふる)のコンセプトや目指すべき姿の実現に資する提案となっているか。 ・公募対象公園施設の目的や利用者想定が花の拠点(はなふる)の目指すべき姿と整合しているか。 ・想定した利用者層に応じた営業時間や施設内容になっているか。	
②事業の実 施体制	事業実施 体制につ いて	事業実施体制	・事業実施にあたり、十分に実行力があり、実績を兼ね備えた事業実施体制を構えているか。 ・複数企業での応募の場合、企業間の役割分担が明確に示され、またそれが適切であるか。 ・設計や建設にあたり、同種業務等の実績を有しているか。・市との連携体制が構築され、事業全体を適切にマネジメントすることが可能か。 ・地元企業との連携が具体的に示されているか。 ①実施体制に市に本店・本社を有している企業が入っている。 ②実施体制に市に支店・支社・営業所を有している企業が入っている。 ③実施体制に市の地元企業が入っていない。	20
	応募法人 の財務状 況につい て		・応募法人の財務状況は適切か。 ・法人の規模に対して借入金が適切か。	
③施設の 整備計画	施設の配 置・動線 計画につ いて	施設配置計画、動線計画	・高齢者、こども連れ、障がい者および要介護者の方々にも配慮し、誰もが気軽に利用できるような施設配置であり、花の拠点(はなふる)内の各施設と一体的な利用を促す動線が確保されているか。 ・園内に設置するサインの計画が提案され、その内容は適切か。	
		ユニバーサル デザイン・バリ アフリー対応	・ユニバーサルデザイン、バリアフリーに対応し、周囲との 線や一体となって機能が確保された施設となっているか。	40
	ジュール ジュール について	施工計画・スケ ジュール	・設計、施工の事業スケジュールが適切か。 ・施工手順の考え方は適切か。 ・施設整備における環境負荷低減策が示され、その内容が 適切であるか。	
	環 境 保 全・維持 管理につ いて	環境保全・維持 管理	・施設整備における環境負荷低減策が示され、その内容が適切であるか。	
	公募対象 公園施設 について 特定公園 施設につ いて	周辺と調和した景観	・既存の景観と調和した、花の拠点(はなふる)と一体的なランドスケープとなっているか。 ・図面は評価項目「施設配置・動線計画について」の補足資料として評価する。	
		コンセプトとの 整合	・特定公園施設の整備内容が市のコンセプトや目指すべき 姿に資する内容か。 ・図面は評価項目「施設配置・動線計画について」の補足資 料として評価する。	
	利便増進 施設につ いて	施設配置計画、 動線計画	·図面は評価項目「施設配置・動線計画について」の補足 資料として評価する。	

記載	事項	評価内容	評価基準	配点
④施設の管 理運営計画	事業運営 の考え方 について	事業運営の妥当性	・公募対象公園施設の事業メニュー(販売価格、プログラム内容等)は相場や類似施設と比較して適切か。 ・集客に向けた広報計画が示され、その内容が適切であるか。 ・市の事業や地域催事に対して、具体的な協力体制が示されているか。 ・イベント(ソフト事業)が具体的に提案され、地域の賑わい創出や利便性向上に資する内容となっているか。 ・年間を通じて花の拠点(はなふる)利用者が増加し、地域の価値向上に資する提案となっているか。 ・イベント実施が園内(公募対象公園施設外)で実施される場合、公園管理者との連携方法や内容、留意点等が示されているか。	35
	人員配置 の考え方 について	人員配置	・管理運営時における人員配置が業務内容に応じて適切か。	
	環 境 保 全・維持 管理につ いて	環境保全·維持 管理	・事業運営における環境負荷低減策が示され、その内容が適切であるか。 ・特定公園施設運営・管理の実施主体、内容、費用負担および財産管理が適切であるか	
	地域連携について	地域連携	・事業実施にあたり、地元企業や地元団体、住民と連携・協力する姿勢があるか。 ・地域住民のニーズを事業に反映できる体制を構築しているか。	
	緊 急びの心 安 の の で て	緊急時および平 常時の安全安心	・災害や事故、事件発生時などの緊急時対応が明確に示されているか。・施設利用者や公園利用者の安全安心に配慮した提案となっているか。・事故や事件を未然に防止する取組が示されているか。・新たな生活様式に準拠した施設運営となっているか。	
⑤事業計画	リスク対 応につい て	リスク対応	·事業撤退等に至ると想定されるリスクが抽出され、その対応方針が明確になっているか。	10
	収支計画 の考え方 について	収支計画の適切 性	・初期投資の額が適切であるか。 ・事業予測(売上、経費)は適切で、初期投資資金の回収が 可能な計画となっているか。	
	使用料に ついて	使用料設定	・公募対象公園施設の設置許可使用料が増額されているか。 (提案額-最低額)÷(最も増額された提案額-最低額)×評価配点	
⑥価額提案	地域還元の考え方について	その他還元策	・還元の考え方の評価は、以下の3段階で評価する。 ①還元方法が具体的に示されている。 ②還元方法が具体性にかけている。 ③還元方法が示されていない。 ・還元額の考え方の評価は、以下の3段階で評価する。 ①事業運営期間を通じた想定還元額が多い。 ②事業運営期間を通じた想定還元額が少ない。 ③還元額が示されていない。	15

4) 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人および応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評(概要)とあわせて、恵庭市公式ウェブサイトにて公表します。

5)選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案および次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提 案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(6) 公募設置等予定者等の決定

市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。市が設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、設置等予定者、次点者の一方または両方について、該当者なしとする場合があります。

(7)公募設置等計画の認定

市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定にあたっては、選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の公募設置等計画を認定する場合があります。

なお、認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更 していただく場合があります。

(8) 契約の締結等

1)基本協定

認定計画提出者は、市が認定した公募設置等計画に基づき、市と協議の上、本事業の実施に関する必要事項等を定めた基本協定を締結します。基本協定の締結後は、設計条件等の事業内容の詳細について別途、市との協議を実施します。

2)特定公園施設に係る建設・譲渡契約

特定公園施設の建設に係る工事については、完成後に市に譲渡する場合は、市と認定計画提出者が「特定公園施設に係る建設・譲渡契約」を工事着手前に締結し、認定計画提出者の負担において施工していただき、建設完了後、竣工図と一緒に市へ譲渡していただきます。

ただし、建設・譲渡契約の締結日の詳細については、公募設置等計画の認定後、別途協議を実施 します。

なお、令和 3 年度末までに特定公園施設の整備に係る全ての工事を完了し、認定計画提出者が 継続して所有、もしくは市へ譲渡を行っていただきます。

また、特定公園施設の整備に伴い工事エリアとして公園を占用する場合、都市公園法第6条に基づく公園占用許可を受けることとしますが、この場合の占用料は原則として免除とします。

(9) 法規制等

1)法規制

公募設置等計画の内容および事業の実施にあたっては、都市公園法(昭和31年法律79号)、恵庭市都市公園条例(昭和40年条例第8号)、北海道屋外広告物条例(昭和25年条例第70号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、北海道景観条例(平成20年条例第56号)およびその他各種関係法令を遵守してください。

また、事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担により実施してください。

2) 私権の制限

私権の制限については、基本協定書(案)のとおりです。

3) 第三者の使用等

認定計画提出者が所有する公募対象公園施設を第三者に使用させる場合(一時使用の場合は除

く)は、借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとし、契約内容等について事前に市の確認を得てください。

なお、その他制限については、基本協定書(案)を確認してください。

4) 再委託について

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託または請け負わせることはできません。認定計画提出者が本事業の一部を第三者に委託または請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得てください。

また、市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託または請け負わせる場合は、認定計画提出者の責任において当該委託先または下請先に基本協定書の規定を遵守させてください。

(10) その他

1) 事業内容等の変更

認定計画提出者が、基本協定書に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、市と協議を行った上で、相当な理由が存すると認められる場合に限って、市の承諾を得て事業の内容を変更することができます。また、構成員の脱退もしくは追加がある場合は、事前に市の承諾を得る必要があります。

2) 事業の中止

- ・事業の提案書や基本協定書、設置管理許可の許可条件等に反するなど、本事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、事業を中止していただく ことがあります。
- ・認定計画提出者は、経営状況の悪化などにより事業の継続が困難と判断される場合には、事業を中止する日の6か月前までに、市に対して書面により申請を行った上で、基本協定の解除および事業の中止を行うことができることとします。

3) 事業期間終了後の連絡体制

本事業の事業期間終了後も必要に応じて認定計画提出者に連絡する可能性があるため、事業期間終了後の連絡体制も事前に整えてください。

4)施設における事故への対応

認定計画提出者は、施設において事故等(不測の事態を含む)が発生した場合に備えてあらかじめ事故対応マニュアルを作成してください。

事故等発生時には直ちにその旨を市へ報告し、事故等発生に伴う対外的な発表・広報・対応については市と協議しながら行うものとします。

認定計画提出者の責に帰すべき事由により、市または第三者に損害を与えた場合には、認定計画提出者がその損害を賠償するものとします。

5) 自然災害等の対応

①風水害

台風や突発的な集中豪雨等の風水害が発生し被害が懸念されるとき、認定計画提出者は市へ公園および周辺の現況について通報連絡を行うとともに、市の指示に従い必要に応じて、安全確保のための措置をとることとします。

②地震等

地震の発生などにより特定公園施設の工作物等が破損した場合は、直ちに市への通報を行うとともに、市の指示に従うこととします。

6) その他

- ・認定計画提出者は、事業期間満了後または認定計画提出者の責に帰すべき事由による使用許可取り消しに伴い退去する場合は、それを理由に損害の補填または補償を請求することはできません。
- ・公募対象公園施設の営業状況については、毎年度報告していただきます。なお、市は公募対象

公園施設の財務書類の提出および説明等を求めることができるものとします。

・市や市関連団体、花の拠点(はなふる)の管理者が行うイベント等との連携に配慮してください。

花の拠点(はなふる)の魅力向上事業 (公募設置管理制度導入) 公募設置等指針 < 令和 2 年 12 月 >

恵 庭 市

事務局:恵庭市 経済部 花と緑・観光課 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 TEL:0123-33-3131 (内線 2524)

FAX: 0123-33-3137

e-mail: hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp URL: http://www.city.eniwa.hokkaido.jp